

1 これまでの経緯

施行規則改正前

- 都条例の適用対象外である都外ナンバーの広告宣伝車が、派手な色遣いや過度な発光を伴い都内の繁華街を走行。都市の良好な景観への影響や交通環境の悪化の問題が生じ、現在の規制が実態とそぐわない面が現れていた。

令和5年6月28日 東京都広告物審議会に「広告宣伝車に対する規制について」諮問

令和5年12月26日 東京都広告物審議会より答申

「広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正するべきであると考える」

令和6年 3月22日 施行規則改正、公布

- ① 都外ナンバー自動車の適用除外規定から「宣伝車」を除外
(施行規則第13条第2号ハ、別表第3六本文)
- ② 「宣伝車」の定義の明確化 (施行規則第13条第2号ハ)

令和6年 6月30日 改正施行規則施行、

都外ナンバーの広告宣伝車へ都条例の規制の適用開始

広告宣伝車に係る規制の状況について

2 広告宣伝車交通量調査の実施について

都外ナンバーの広告宣伝車への規制開始前後の広告宣伝車の走行状況の実態を観測することにより、規制の実効性について検証を行う。

【調査実績】

令和6年2～3月 **広告宣伝車交通量調査委託（令和5年度）実施**
(都外ナンバー車への規制開始前)

6月30日 **改正施行規則施行、
都外ナンバーの広告宣伝車へ都条例の規制適用開始**

7～8月 **広告宣伝車交通量調査委託（令和6年度前期）実施**
(都外ナンバー車への規制開始後)

令和7年1～2月 広告宣伝車交通量調査委託（令和6年度後期）実施

令和7年6～7月 広告宣伝車交通量調査委託（令和7年度前期）実施

広告宣伝車に係る規制の状況について

3 調査概要

○ 調査箇所及び期間

令和5年度（規則改正前）：3箇所	令和6・7年度（規則改正後）：6箇所
新宿 渋谷 秋葉原 } 令和6年2月19日～3月10日	新宿 渋谷 上野 池袋 六本木 銀座 } (R6前期) 令和6年7月8日～8月25日 (R6後期) 令和7年1月13日～2月23日 (R7前期) 令和7年6月16日～7月27日

※各調査期間とも、月曜日から日曜日の連続する7日間、各日16時から21時まで

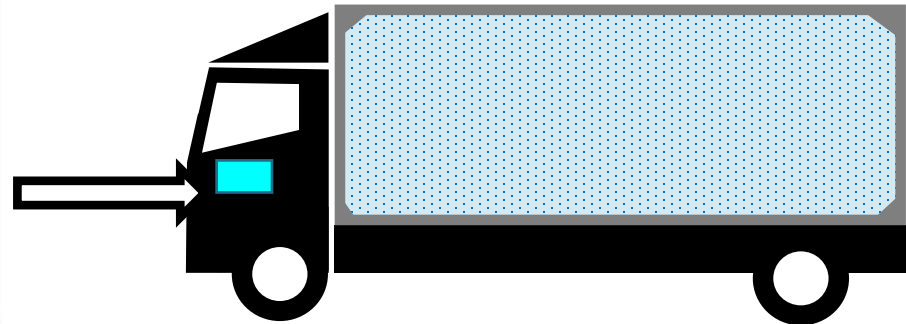
- 新宿：新宿大ガード東交差点（新宿区）
- 渋谷：井ノ頭通り入口交差点（渋谷区）
- 秋葉原：万世橋交差点（千代田区）
- 上野：上野広小路交差点（台東区）
- 池袋：東口五差路交差点（豊島区）
- 六本木：六本木交差点（港区）
- 銀座：銀座四丁目交差点（中央区）

3 調査概要

- 主な調査項目
 - ・ 車両ナンバー
 - ・ 通行時刻
 - ・ 広告の表示内容
 - ・ 広告の表示方法（発光なし・LED式・内照式・その他）
 - ・ 「東京都広告宣伝車許可票」の掲出の有無 ※令和6年度から

注) 東京都広告宣伝車許可票

- ・ 広告宣伝車が屋外広告物許可を得ていることが外観上分かるようにするためのA5サイズのシール
- ・ 屋外広告物許可を受けた後、許可番号と許可期間を記載し、車両左側ドア等の外側から見やすい場所に貼付するよう、協力を依頼している。



広告宣伝車に係る規制の状況について

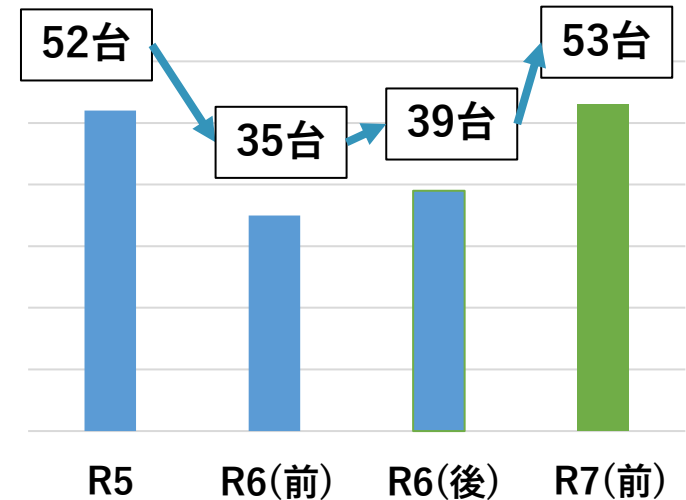
4 調査結果

○ 走行台数及び車籍地

・走行台数は令和5年度から令和6年度にかけて約3割減少したが、その後、**令和7年度(前期)**には令和5年度と同水準に戻る(図1)

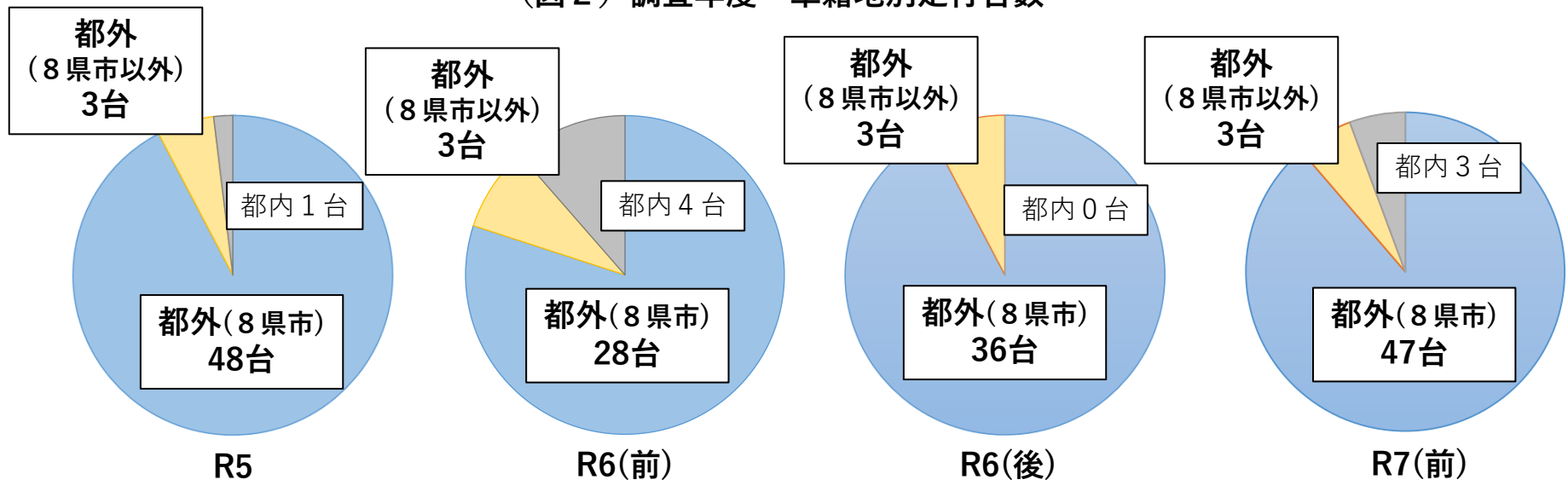
・車籍地は、各年度に実施したすべての調査において、ほとんどの車両が都外ナンバー車であった(図2)。

(図1) 調査年度別走行台数



※ 条例の規制対象である
8ナンバー車(放送宣伝車)の集計

(図2) 調査年度・車籍地別走行台数

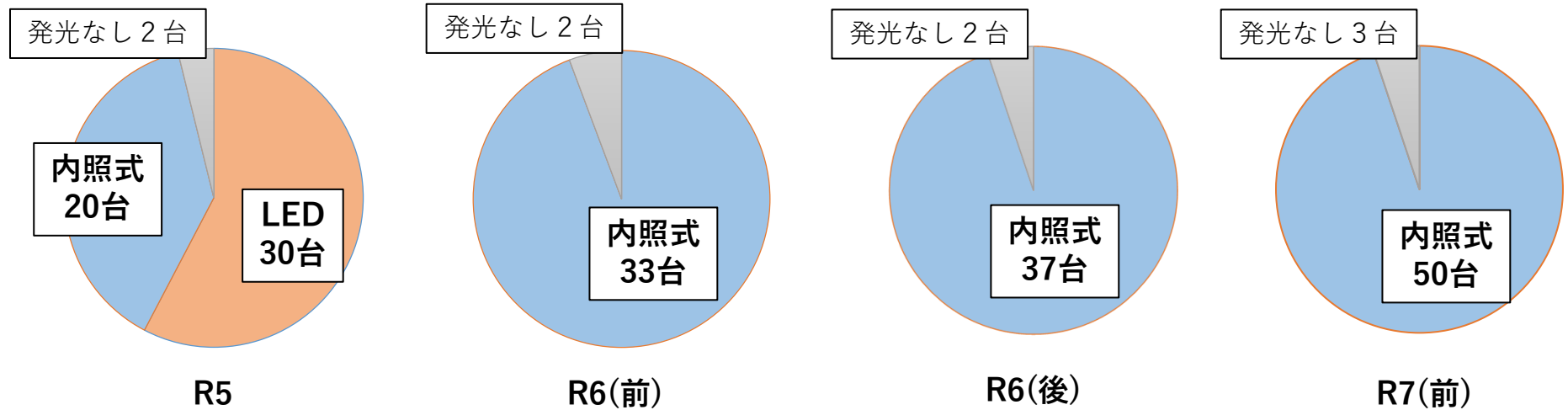


4 調査結果

○ 広告の表示方法

- 令和5年度は全体の半数以上がLEDの広告宣伝車だったが、令和6年度・令和7年度ともにLEDの広告宣伝車は観測されなかった（図3）。

（図3）調査年度・表示方法別走行台数



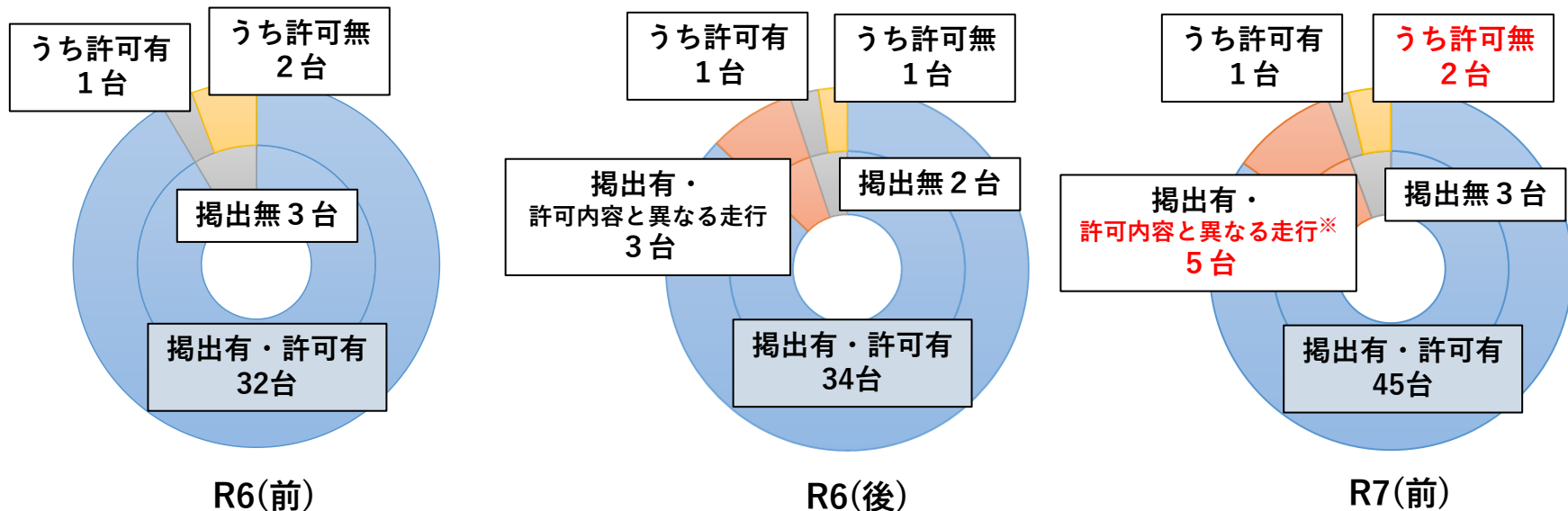
4 調査結果

○ 許可票の掲出及び許可状況

- 令和7年度前期調査では、許可票が掲出されていた車両は、53台中50台であった。
(参考：R6前期では35台中32台、R6後期では39台中37台)
- 令和7年度前期調査では、許可票の掲出があった車両のうち5台、無かった車両のうち2台が無許可であった。

※ 令和7年度前期調査の「許可票掲出有・許可内容と異なる走行」5台とは、うち3台は観測日を含まない期間では許可申請が確認できたもの、2台は屋協のデザイン審査の基準に抵触する変更を行って走行していたものと推測される。

(図4) 許可票掲出有無別走行台数 (R6年度以降)



広告宣伝車に係る規制の状況について

5 調査結果などを踏まえた対応

- 屋外広告物法や屋外広告物条例での対応が困難な音の規制について、環境局が所管する環境確保条例の内容を組み込んだチラシを作成し、周知した。

音規制内容チラシ（表面）

**都外ナンバーの広告宣伝車に対して
東京都屋外広告物条例の規制が適用されます！**

東京都屋外広告物条例施行規則の改正により、**令和6年6月30日から**、都外ナンバーの広告宣伝車についても、東京都屋外広告物条例の規制が適用されます。

改正のポイント

1 改正の内容

現行
都内ナンバーの車のみ規制対象
(都外ナンバーの車は適用除外)

改正後
都外ナンバーの広告宣伝車が
都内を走行する場合も規制対象

※1 道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が東京都（八王子市を除く）の区域にある
※2 道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県等の区域にある

2 改正後に都外ナンバーの広告宣伝車に対して適用される規制の概要

- 屋外広告物許可申請を提出し、許可を受けることが必要
 - 申請前に、公益社団法人東京屋外広告協会が実施するデザイン自主審査の受検が求められます
- 電光表示装置等により映像を映し出すもの（LEDビジョン等）など、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等は禁止
- 屋外広告業の登録が必要
- 許可取消、行政措置命令や罰則が適用

また、環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）では、拡声機放送による騒音を規制しており、**アドトラックなどの広告宣伝車で、スピーカーから音声が流れる場合も、規制の対象となります。**詳細は裏面をご確認ください。

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当
電話 03-5388-3335（直通）

HPはこちら →

音規制内容チラシ（裏面） （環境局作成）

**都条例による使用制限・遵守事項について
（拡声機を使用する広告宣伝車）**

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により、**東京都内では、拡声機の使用は制限されています**

商業宣伝目的における使用制限事項（車両利用） 条例附則 129・130条
条例附則 65・67条

- 使用を禁止する区域 学校又は病院の敷地の周囲 30m以内

商業宣伝目的における遵守事項（車両利用） 条例附則 66条

- 午後7時から翌日午前8時までの間は、拡声機を使用しない
- 幅員4m未満の道路では、拡声機を使用しない
- 音量の基準（音源の直下から10mの地点における音量）

種別	区域の区分	規制値
第1種 区域	第1種低密度居住用途地域 第2種低密度居住用途地域 第1種中密度居住用途地域 第2種中密度居住用途地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田舎住居地域 第1種文教地区 無指定地域（第2種区域に該当する区域を除く）	55 デシベル
	近隣商業地域（第1種区域に該当する区域を除く） 商業地域（第1種区域及び第3種区域に該当する区域を除く） 準工業地域 工業地域 これらの地域に接する地先及び水面	60 デシベル
第3種 区域	1. 下記のうち幅員10m以上の道路及びその境界線から10m以内の区域 千代田区 中央区 台東区 神田区1丁目～7丁目 麹町区1丁目～7丁目 上野区2丁目～4丁目 浅草区1丁目・2丁目 墨田区1丁目・2丁目 日本橋区1丁目1番～9番 豊洲1丁目・2丁目 神田区錦町3丁目 日本橋区2丁目1番～7番 築谷区 神田区錦町1丁目・2丁目 日本橋区3丁目1番～8番 宇田川町22番・23番 港区 新宿区 港区2丁目1番～6番・29番・30番 新橋区 新橋3丁目 港区1丁目4番	75 デシベル
	2. 次の区域及びこれらの境界線から10m以内の区域 台東区上野駅前広場 豊島区池袋駅東口広場	

くわしくは、ホームページをご覧ください [東京都 拡声機 規制](#)

問合せ先
東京都環境局 環境改善部 大気保全課
TEL 03-5388-3498（直通）
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20階

東京都環境局
Bureau of Environment

許可申請に関する 啓発チラシ

**広告宣伝車に関する
屋外広告物許可申請に関して（お礼とお願い）**

東京都屋外広告物条例を遵守した広告宣伝車の走行にご協力をいただき、ありがとうございます。
屋外広告物許可申請につきまして、以下の内容にご留意くださいますよう、よろしくお願い致します。

1 許可申請内容と異なる走行
申請内容より多い台数の走行や、許可期間外の走行が疑われるケースが発生しています。台数や許可期間に余裕を持たせるなど、**走行実態が申請内容と異なる事がないよう、ご注意ください。**

2 審査済デザインと異なる走行
デザイン審査や許可を受けた内容と異なるデザインによる走行、特に、（公社）東京屋外広告協会による**審査基準や注意事項に抵触するケース**（例：後部への検察庁表示の追加）が発生しています。ルールを遵守し、適正な走行をお願いします。

3 複数自治体を走行する都外ナンバー車*の許可申請先
* 道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県、八王子市、町田市の区域
許可申請先は、**広告を表示して最初に巡回走行を行うルートのある区**又は、**多摩建築指導事務所**となります。ルート設定によっては、過去に提出した許可申請先と異なる場合もありますので、**必ずご確認ください。**

引き続き、屋外広告業の登録、デザイン審査の受検、屋外広告物許可の申請、電光表示装置等により映像を映し出す広告物の禁止など、条例を遵守し、適正な走行に向けてご協力をお願いします。

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当
電話 03-5388-3335（直通）

令和8年3月版

- 当初の許可申請の内容（台数・許可期間など）を超えて走行しているケースや、（公社）東京屋外広告協会のデザイン審査の基準に抵触する変更を行って走行しているケースが一部見受けられることから、許可権者や事業者に対して、正しく許可申請を行うよう周知した。

6 まとめ

- 改正前後の周知活動や関係行政機関等のご協力により、改正内容についての周知が進み、制度の運用が定着しつつある。
- 広告宣伝車事業者と広告主の方にも改正内容をご理解いただき、引き続き、ほとんどの広告宣伝車が改正後の規則に則り適正に走行している。

7 今後について

- 違反車を防止するため、広告宣伝車事業者や広告主の方への規制内容の周知啓発を引き続き行うとともに、今後も都内における車体利用広告の状況について、注視していく。なお、施行規則改正の所期の目的は達成したと考えられるため、交通量調査については、いったん終了とする。
- 今後も、屋外広告物法や屋外広告物条例での対応が困難な問題が発生した場合には、警視庁や各関係法令の所管等と連携して対応していく。